NISHIMURA & ASAHI

資料4-1

CCS事業・国内法検討ワーキンググループ第4回資料 財団抵当制度について

2022年12月2日

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 紺野博靖

財団抵当制度の意義 - 工場財団を例に -

A法人の「工場」を構成する不動産、動産、権利の例。

- ① 工場建物(A法人所有)
- ② 工場建物の敷地となる土地(A法人所有)
- ③ 倉庫建物(A法人所有)
- ④ 倉庫建物の敷地となるB法人所有の土地について、B法人がA法人に設定した地上権
- ⑤ 製造機械、ベルトコンベア、配管、配線、フォークリフト(いずれもA法人所有)
- ⑥ 製造方法に関するA法人の特許権

民法は、一物一権主義(一個の権利の客体は一個の物でなければならない。)を原則としている。同原則によれば、担保権を設定する場合、①の建物、②の土地、③の建物、④の地上権、⑤の各動産、⑥の特許権に、それぞれ、抵当権や譲渡担保権を設定しなければならない。

上記の帰結に対して、以下の点が指摘できる。

- 各財産に個別に担保権を設定するのが煩雑。
- 各財産が担保権実行により競売されて所有者が別々になると「工場」として事業継続が困難。
- 製造事業の「工場」としての有機的一体を一つの担保権の対象とできれば、手続きは簡略化され、 また、各財産を個別に評価するよりも担保価値も上がる。

そこで、上記①から⑥をまとめて「工場財団」として工場財団登記簿に登記すれば、一つの不動産とみなし、抵当権が設定できるようにする財団抵当制度が認められた。

貯留事業への財団抵当制度導入の合理性

貯留事業を営むA法人の「貯留事業場」を構成する不動産、動産、権利の例。

- ① A法人の貯留事業権
- ② 圧入貯留場所となる貯留区の一部の土地(A法人所有)
- ③ 圧入貯留場所となる貯留区の一部のB法人所有の土地について、B法人がA法人に設定した地上権
- ④ 圧入井、観測井、地上圧入設備、地上保安設備、CO2パイプライン、配線(いずれもA 法人所有)
- ⑤ 地上の事務所建物(A法人所有)

上記、①から⑤の各財産について、別々に抵当権や譲渡担保権を設定しなければならないとすると、 手続きが煩雑となる。また、各財産が担保権実行により競売されて所有者が別々になると「貯留事業 場」として事業継続が困難になる。

他方、「貯留事業場」としての有機的一体を一つの担保権の対象とできれば、手続きは簡略化される。 また、各財産を個別に評価するよりも担保価値も上がる。



よって、貯留事業についても、財団抵当制度を導入することに合理性が認められる。

財団抵当制度の例

現行法上、財団抵当制度を採用する法律は以下のとおり。

- 鉄道抵当法(明治38年法律第53号)
- 工場抵当法(明治38年法律第54号)
- 鉱業抵当法(明治38年法律第55号)
- 軌道抵当法(明治42年法律第28号)
- 運河法(大正2年法律第16号):運河財団抵当
- 漁業財団抵当法(大正14年法律第9号)
- 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号):港湾運送事業財団抵当
- 道路交通事業抵当法(昭和27年法律第204号)
- 観光施設財団抵当法(昭和43年法律第91号)

財団抵当制度の分類「不動産財団抵当」と「物財団抵当」

不動産財団抵当:事業用<u>不動産</u>を中心に財団を構成。物的設備全体の包含は必須とせず。物財団抵当:高い公共性から、当該企業の物的設備全体の単一化のために財団を構成。

- 1000000000000000000000000000000000000		
	不動産財団抵当	物財団抵当
設定者が財団の組成物を任意 に選択できるか	任意選択可 (任意選択主義)	任意選択不可 (当然帰属主義)
財団設定後に <u>独立性のない</u> 設 備等が追加された場合、当該 設備等も財団に包含されるか。	不動産に追加された設備等は財団に包含される。	財団に包含される。
財団設定後に <u>独立性のある</u> 設 備等が追加された場合、当該 設備等も財団に包含されるか。	財団に包含されない。	財団に包含される。
設定時の大臣の許可の要否。	不要	要
財団組成予定物に第三者の権利が存在していた場合。	登記申請時に公告をして第三者の権利 の有無を確認する。第三者の権利が存 在していた場合除外。	大臣の許可により、第三者の権利は消滅。第三者は一定の条件の下に損害 賠償請求可。
財団の一部の競売の可否	財団の一部競売可。	財団の一部競売原則不可。
公示	財団を構成する物を財団目録に記載して提出。財団の所有権保存登記で行う。	登録簿の記載で行う。記載しなくても組成すべき物は当然に財団に包含。
現行制度(下線が典型制度)	工場財団抵当、鉱業財団抵当、漁業第残 抵当、港湾運送事業財団抵当、観光施設 財団抵当	<u>鉄道財団抵当</u> 、軌道財団抵当、運河財 団抵当

